

# 足立区バドミントン協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は足立区バドミントン協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を会長宅に置く。

第3条 協会は、公益財団法人足立区体育協会の構成団体でありバドミントン部として所属する。

第4条 協会は、東京都バドミントン協会に加入し、足立支部となる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 協会は、会員相互の親睦を図り、バドミンントンの健全なる普及・育成に努力し、区民のレクリエーションに寄与することをもって目的とする。

(事業)

第6条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員の技術向上並びに会員相互の親睦を図る事業
- 2 バドミンントンの指導者養成並びにその連絡等
- 3 競技会大会、講習会の開催及び援助
- 4 各種大会への参加指導と援助
- 5 足立区及び公益財団法人足立区体育協会が実施する事業への参加・協力
- 6 その他、前条の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第7条 協会の会員は、第5条の目的に賛同するバドミンントンの愛好者であって、協会の団体・個人登録要綱に基づき協会に登録した者とする。

## 第4章 資産及び会計

(資産)

第8条 協会の資産は、次のとおりとし、これをもって所要経費を支弁する。

- 1 団体及び個人登録費
- 2 大会等参加費
- 3 上部団体等からの補助金及び助成金
- 4 寄付金
- 5 その他の収入

(資産管理)

第9条 資産は、会長が適正に管理する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、総会の議決を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 事業報告書及び収支決算書は会長が作成し、監事監査を経て総会の承認を得るものとする。

2 収支決算に余剰金があるときは翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員及び代議員

(役員)

第13条 協会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 4名 会計 1名 監事 2名

理事長 1名 副理事長 4名 理事 8名

その他必要な部署を設置し、各部に部員を置くことができる。また、会長の推薦により顧問及び相談役をおくことができる。

(役員を選任)

第14条 会長は、総会において推薦され、これを委嘱される。

2 副会長、会計、監事、顧問、相談役は、会長の推薦により総会において選任する。

3 理事長、副理事長、理事は、会長の推薦により総会において選任する。

4 各部の部員は、理事の推薦により会長が選任する。

(役員職務)

第15条 会長は、協会の業務を総理し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会計は、会長の任命により会計事務を司る。

4 監事は、協会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

5 理事長は、会長の任命により会務を執行する。

6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 理事は、協会の業務を決定し、執行する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期中の役員に欠員が生じた場合は、各々の選任方法により補充し、次の総会で承認を得ることとする。その際の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者の就任までその職務を行う。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において代議員現在数の3分の2以上の議決を経て、会長がこれを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - 2 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為が認められるとき。
- 2 前項により役員を解任しようとするときは、総会において当該役員に弁明の機会を与えることができる。

(代議員)

第18条 協会に代議員を置く。

- 2 代議員とは、各登録団体を代表する者とし、1名を会長に届出る。
- 3 代議員は、総会の構成員とし、議決にあたる。

第6章 会議

(総会)

第19条 総会は、協会の唯一の議決機関で代議員によって構成し、毎年1回、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めたときに臨時総会を招集することができる。また、代議員現在数の3分の1以上から総会の招集を請求されたときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会議の招集は、代議員に対し、議案を付して会議の7日前までに通知しなければならない。
- 4 総会の議長は、会長又は出席した代議員の中から選任された者がその職につく。

第20条 総会は、代議員現在数の3分の2以上の出席（委任状も出席とみなす）により成立する。

- 2 役員は、総会に出席し、議案の説明、答弁、報告等を行うものとする。
- 3 総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第21条 次に掲げる事項については、総会の議決を得なければならない。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 役員を選任及び解任
- 4 規約の改正
- 5 この規約に定める事項の他、協会の業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(役員会)

第22条 役員会は、第13条に規定する役員を構成員とし、会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 役員会の議長は、会長又は、出席した役員の中から選任された者がその職につく。

第23条 役員会は、第21条の項目について検討し、総会の議決を得なければならない。

2 役員会は、協会の事業運営事項について、決定することができる。

(運営委員会)

第24条 運営委員は、各登録団体から選出された者(複数可)及び役員会が推薦する会員とし、会長が委嘱する。

2 運営委員会は、役員及び運営委員で構成し、各大会における事前準備および当日の運営を行う。

## 第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開及び個人情報保護)

第25条 協会と区民及び会員相互の信頼関係を構築するため、協会が保有する情報は、その開示を求める区民及び会員に原則として公開するものとする。ただし、個人生活に関する情報で特定の個人が識別されるもの及び協会の事務事業に関する情報で開示することにより、重大な社会的障害が発生するおそれがあるものは除く。

2 情報の公開又は開示にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう配慮しなければならない。

3 情報開示の手続き等は、会長が別に定める。

付 則 本規約に定めのない事項は、役員会で検討し、会長が別に定める。

付 則 本規約は、昭和50年10月 1日より施行する。

付 則 本規約は、昭和63年10月 1日より施行する。

付 則 本規約は、平成 2年 1月25日より施行する。

付 則 本規約は、平成 2年 5月13日より施行する。

付 則 本規約は、平成 5年 4月 1日より施行する。

付 則 本規約は、平成16年 4月18日より施行する。

付 則 本規約は、平成19年 4月 1日より施行する。

付 則 本規約は、平成23年 4月 1日より施行する。

付 則 本規約は、平成25年 4月 1日より施行する。

付 則 本規約は、平成27年 5月24日より施行する。

付 則 本規約は、令和3年6月1日より施行する。

(令和3年6月15日承認)